

## 市長メッセージ（令和3年3月4日）

本日は、3月8日以降の横須賀市の公共施設の対応についてお知らせいたします。

緊急事態宣言下で実施していた公共施設の利用制限ですが、市民の皆さんの心身の健康の維持や3月という時期、そして市内の感染状況の落ち着きを鑑みまして、条件付きではありますが、3月8日以降すべての施設で解除することといたしました。

緊急事態宣言が発令されてから約2か月間、施設が利用できないことにより、特に年配者の方々の、日々の運動とコミュニケーションの不足から、これまでの生き甲斐すら失いかねないのではないかとの懸念を常々抱いていました。また3月は、卒業や卒団のシーズンであり、コロナ禍においてもせめて例年と同様に、思い出を作ってもらいたいという思いがありました。

そして横須賀市の新規陽性者数ですが、1月中旬にピークを迎えた以降、落ち着きを見せ始め、ここ2週間余りはずっと一桁台で推移しております。

これらの状況を鑑みまして、3月8日以降すべての施設での利用制限の解除を決断いたしました。

特に感染状況の落ち着きはひとえに、市民の皆さんが様々な制約にご理解とご協力をしていただいたおかげであり、大変感謝しております。

これまで緊急事態宣言下であっても、公共施設の開放を継続している自治体がある中、横須賀市では何としてでも感染の拡大を阻止したいという思いから、市民の皆さんに利用の制限を強いることになり、本当に申し訳なく思っておりました。

改めまして、皆様のご理解とご協力に、心からの御礼を申し上げます。

しかし、コロナとの戦いが終わったわけではありません。メディアでは、緊急事態宣言が再延長されると報道されています。決して油断することなく、普段の手洗いやマスクの励行に加え、施設を利用する際には、徹底した感染予防対策を実施するようお願いいたします。

また、2か月にわたった緊急事態宣言や再延長に伴い、飲食業関連を中心に経済的に更に困難な状況となった方もいらっしゃると思います。現在、横須賀市には、多くの方々の善意で食料品が届けられています。生活にゆとりがなくなったという方々には、これらの食料品をお渡しできますので、是非、福祉部地域福祉課までお電話ください。電話番号は、822-8176です。もう一度繰り返します。生活にゆとりがなくなった方は、福祉部地域福祉課、電話番号 822-8176までお電話をください。よろしくお願いいたします。